# 私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令 （平成二十七年文部科学省令第三十三号）

#### 第一条（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

## 第六章　雑則

## 第七章　厚生年金保険給付

##### ２

事業団は、第四号厚生年金被保険者等（第四号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）又は高齢任意加入被保険者（同法附則第四条の三第一項に規定する高齢任意加入被保険者（第四号厚生年金被保険者に限る。）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）である加入者については、前項の加入者原票に、同法第二十八条に規定する事項を記載して整理しなければならない。  
ただし、これらの事項と前項に規定する事項のうち共通する事項については、一の記載をもつて足りるものとする。

#### 第三条の五（第四号厚生年金被保険者等に関する原簿）

第四号厚生年金被保険者等（第四号厚生年金被保険者等であつた者を含む。）について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条の加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。

##### ２

厚生年金保険法第二十八条に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  加入者の基礎年金番号
* 二  
  加入者の生年月日及び住所
* 三  
  加入者の種別
* 四  
  学校法人等の名称
* 五  
  賞与の支払年月日
* 六  
  保険給付に関する事項

#### 第三条の六（第四号厚生年金被保険者に係る届出）

加入者に関する第一条第一項の規定による異動報告書の提出が行われた場合には、同時に、その者の第四号厚生年金被保険者に係る資格の取得又は喪失に関する届出があつたものとみなす。

#### 第三条の七（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

高齢任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

* 一  
  申出者の氏名、生年月日、住所及び性別
* 二  
  厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨
* 三  
  学校法人等の名称及び所在地
* 四  
  報酬月額
* 五  
  基礎年金番号
* 六  
  厚生年金保険法附則第四条の三第七項に規定する事業主の同意があるときは、その旨
* 七  
  その他必要な事項

##### ２

前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
* 二  
  被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の被保険者（以下「旧厚生年金被保険者」という。）又は法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）の組合員であつた期間（他の法令の規定により当該旧厚生年金被保険者又は組合員であつた期間とみなされる期間に係るもの及び他の法令の規定により当該旧厚生年金被保険者又は組合員であつた期間に算入される期間を含む。以下同じ。）（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第五条第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第六条の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間を除く。以下同じ。）を有する者にあつては、政府又は当該共済組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合（以下単に「存続組合」という。）又は平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金（以下単に「指定基金」という。）を含む。）が国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）様式第一号により当該期間を確認した書類
* 三  
  国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第八条第五項（同項第三号から第四号の二まで及び第六号から第七号の二までを除く。）の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類
* 四  
  厚生年金保険法附則第四条の三第七項に規定する事業主の同意があるときは、当該同意を得たことを証する書類

##### ３

厚生年金保険法附則第四条の三第四項の規定による資格喪失の申出（第四号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

* 一  
  申出をする者の氏名、生年月日、住所及び性別
* 二  
  厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者でなくなることを希望する旨
* 三  
  学校法人等の名称及び所在地
* 四  
  厚生年金保険の標準報酬月額
* 五  
  基礎年金番号

##### ４

高齢任意加入被保険者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、これらの変更に関する書類を事業団に提出しなければならない。

##### ５

前各項の規定による事業団への書類の提出は、高齢任意加入被保険者が所属する学校法人等を経由して行うものとする。

#### 第三条の八（第四号厚生年金被保険者である加入者の標準報酬月額の決定等）

第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定による厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定は、法第二十二条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該加入者の標準報酬月額の決定又は改定と同時に行うものとする。

##### ２

厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定による厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、第一条の二の規定による届出を厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定に係る届出とみなす。

#### 第三条の九（第四号厚生年金被保険者である加入者の標準賞与額の決定等）

第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十四条の四の規定による厚生年金保険の標準賞与額の決定は、私学共済法第二十三条の規定による当該加入者の標準賞与額の決定と同時に行うものとする。

##### ２

厚生年金保険法第二十四条の四の規定による厚生年金保険の標準賞与額を決定する場合においては、第一条の四の規定による届出を厚生年金保険の標準賞与額の決定に係る届出とみなす。

#### 第三条の十（第四号厚生年金被保険者である加入者が育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出）

第一条の三の規定は、第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十三条の二第一項の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定の申出について準用する。  
この場合において、第一条の三中「法第二十二条第十二項」とあるのは、「厚生年金保険法第二十三条の二」と読み替えるものとする。

##### ２

第一条の三の二の規定は、第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十三条の三の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定の申出について準用する。  
この場合において、第一条の三の二中「法第二十二条第十四項」とあるのは「厚生年金保険法第二十三条の三」と読み替えるものとする。

#### 第三条の十一（第四号厚生年金被保険者である加入者に係る育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出の特例）

第四号厚生年金被保険者である加入者が法第二十二条第十二項の規定による標準報酬月額の改定の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の二の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしたものとみなす。

##### ２

前項の規定は、第四号厚生年金被保険者である加入者が法第二十二条第十四項の規定による標準報酬月額の改定の申出と同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の三の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしようとする場合について準用する。

#### 第三条の十二（七十歳以上の使用される者の要件）

七十歳以上の教職員等（法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）については、厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」という。）とみなす。

#### 第三条の十三（七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等）

七十歳以上の教職員等について、法第二十二条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による標準報酬月額の決定又は改定が行われたときは、当該決定又は改定された額（その額が六十二万円を越えるときは、六十二万円とする。）を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。）とする。

##### ２

七十歳以上被用者の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、第三十七条の三の規定による標準報酬月額の決定又は改定に係る届出を七十歳以上被用者の標準報酬月額の決定又は改定に係る届出とみなす。

#### 第三条の十四（七十歳以上の使用される者に係る標準賞与額に相当する額の決定等）

七十歳以上の教職員等について、法第二十三条の規定による標準賞与額の決定が行われたときは、当該決定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準賞与額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準賞与額」という。）とする。

##### ２

前項の規定により七十歳以上被用者の標準賞与額（その額が百五十万円を越えるときは、百五十万円とする。）を決定する場合においては、第三十七条の三の規定による標準賞与額の決定に係る届出を七十歳以上被用者の標準賞与額の決定に係る届出とみなす。

##### ４

第二項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による未支給の保険給付の支給を請求をするときは、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該厚生年金保険法による未支給の保険給付の請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、同項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

### 第二節　退職等年金給付

##### ２

前項の規定にかかわらず、退職等年金給付の請求に際しては、学校法人等の経由を要しないものとする。

#### 第十七条の四

削除

#### 第十七条の七（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第十七条の五の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の規定による厚生年金保険法の標準報酬月額の特例の申出について準用する。  
この場合において、第十七条の五中「法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項」とあるのは、「厚生年金保険法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

#### 第十七条の八（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出の特例）

第四号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第二十六条第一項の申出と法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の規定による給付算定基礎額の計算の特例の申出を行うことができるときは、これらを同時に行うものとする。

#### 第十八条（付与率の見直し）

法第二十五条において準用する組合法第七十五条第一項に規定する付与率（以下「付与率」という。）について、同条第二項に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、共済規程を変更するものとする。

#### 第十八条の二（基準利率の基礎となる国債の利回り）

法第二十五条において準用する組合法第七十五条第四項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）の基礎となる国債の利回りは、次の各号のいずれか低い率とする。

* 一  
  当該十月の属する年の三月末日の属する年度において発行された国債（期間十年のものに限る。この号及び次号において同じ。）の応募者利回り（当該国債の償還金額と発行価額との差額に相当する額を十で除して得た率と当該国債の表面利率を合計した率を当該国債の発行価額で除して得た率をいう。次号において同じ。）を平均した率
* 二  
  当該十月の属する年の三月末日の属する年度以前五年間において発行された国債の応募者利回りを平均した率

#### 第十八条の三（基準利率の下限）

基準利率は、零を下回らないものとする。

#### 第十八条の四（終身年金現価率の計算に用いる基準利率等）

法第二十五条において準用する組合法第七十八条第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（以下「終身年金現価率」という。）の計算に用いる基準利率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される基準利率とする。

##### ２

終身年金現価率の計算に用いる死亡率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月における退職等年金給付に係る掛金に係る法第二十七条第三項の割合の計算に用いた死亡率とする。

#### 第十八条の五（終身年金現価率の見直し）

終身年金現価率について、法第二十五条において準用する組合法第七十八条第五項に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、共済規程を変更するものとする。

#### 第十八条の六（有期年金現価率の計算に用いる基準利率）

法第二十五条において準用する組合法第七十九条第一項及び第三項に規定する有期年金現価率（以下「有期年金現価率」という。）の計算に用いる基準利率は、当該有期年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月に適用される基準利率とする。

#### 第十八条の七（有期年金現価率の見直し）

有期年金現価率について、法第二十五条において準用する組合法第七十九条第五項に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、共済規程を変更するものとする。

#### 第十八条の八（端数計算）

次の各号に掲げる率を算定する場合において、その率に端数があるときは、当該各号に定めるところにより計算するものとする。

* 一  
  付与率  
    
    
  小数点以下四位未満を四捨五入する。
* 二  
  基準利率  
    
    
  小数点以下四位未満を切り捨てる。
* 三  
  終身年金現価率  
    
    
  小数点以下六位未満を四捨五入する。
* 四  
  有期年金現価率  
    
    
  小数点以下六位未満を四捨五入する。

#### 第十八条の九（委任規定）

第十八条から前条までに定めるもののほか、付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の算定に関し必要な事項は、文部科学大臣が定める。

#### 第十八条の十（老齢加算額等が支給される場合の厚生年金相当額である老齢厚生年金等の額）

厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額、同法第四十四条の三第四項に規定する加算額若しくは同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項若しくは第六十条第二項に規定する加算額（以下この項において「老齢加算額等」という。）が支給される場合における法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額は、同法の規定により計算した額から当該加算額等を除いた額に相当する額とする。

##### ２

厚生年金保険法第五十条の二第一項に規定する加給年金額が支給される場合における法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による障害厚生年金の額は、同法の規定により計算した額から当該加給年金額を除いた額に相当する額とする。

##### ３

厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項若しくは附則第七十四条第一項若しくは第二項に規定する加算額（以下この項において「遺族加算額」という。）が支給される場合における法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額は、同法の規定により算定した額から当該遺族加算額を控除した額に相当する額とする。

##### ４

前三項の規定は、厚生年金保険法第九十条第七項に規定する老齢厚生年金の額、障害厚生年金の額又は遺族厚生年金の額を算定する場合において準用する。

#### 第十八条の十一（職務障害年金及び職務遺族年金の最低保障額から控除する老齢基礎年金相当額等）

施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第一項第二号に規定する老齢基礎年金相当額は、同号に規定する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額の計算の基礎となつた平成二十四年一元化法附則第四条第十号に規定する旧私学共済法の加入者期間の年数に十二を乗じて得た月数（当該月数が四百八十月（これらの年金である給付の受給権者のうち昭和六十年国民年金等改正法附則別表第四の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる数の月数。以下この号において同じ。）を超えるときは、四百八十月とする。）を国民年金法第二十七条に規定する保険料納付済期間の月数とみなして同条の規定の例により計算した額に相当する額とする。

##### ２

施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第一項第二号に規定する障害基礎年金相当額は、国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額（同号に規定する障害年金の給付事由となつた障害の程度が障害等級の一級に該当するときはその額の百分の百二十五に相当する額とし、障害等級の三級に該当するときは零とする。）とする。

##### ３

施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第一項第二号に規定する遺族基礎年金相当額は、国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額とする。

##### ４

施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第一項第五号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第五号」と、「附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「附則第四条第八号に規定する旧地共済法の組合員期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第五号」とし、同条第一項第八号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第八号」とし、「附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「附則第四条第十号に規定する旧私学共済法の加入者期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第八号」とし、同項第九号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第九号」と、「附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間の年数に十二を乗じて得た」とあるのは「附則第四条第二号に規定する旧厚生年金保険法の被保険者期間の月数」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第九号」とし、同項第十号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十号」と、「平成二十四年一元化法附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法の被保険者期間の月数」とし、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十号」とし、同項第十四号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十二号」と、「平成二十四年一元化法附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第五号に規定する旧制度農林共済法の組合員期間」とし、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十四号」とする。

#### 第十八条の十二（併せて受けることができる二以上の年金である給付に加算額等がある場合における厚生年金相当額）

職務障害年金の受給権者が二以上の法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合において、これらの年金である給付が第十八条の十第一項に規定する加算額等若しくは同条第二項に規定する加給年金額（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において「年金加算額等」という。）が支給されるものであるときは、これらの年金である給付の合計額は、年金加算額等（これらの年金である給付が施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第二号、第五号、第八号から第十号まで又は第十二号に該当する場合にあつては、当該年金加算額等と第十八条の十一第一項から第三項まで（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する老齢基礎年金相当額、障害基礎年金相当額又は遺族基礎年金相当額との合計額）を当該これらの年金である給付の額の合計額から除いた額に相当する額とする。

##### ２

前項の規定は、職務遺族年金の受給権者が法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合について準用する。

* 二  
  預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

##### ５

第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による受給権者の異動報告の届書を提出するときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該厚生年金保険法による受給権者の異動報告の届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

* 二  
  加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日
* 四  
  過去に法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金を受けた場合はその旨
* 五  
  有期退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第七十六条第二項の規定による支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨
* 六  
  法第二十五条において準用する組合法第七十七条第一項の規定による退職年金の支給を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法附則第十三条第一項の規定による退職年金の決定の請求を既に行つた者を除く。）で、法第二十五条において準用する組合法第八十条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げを行うときは、その旨
* 八  
  法第二十五条において準用する組合法附則第十三条第一項の規定により退職年金の支給を繰り上げて受けようとするときは、その旨
* 四  
  預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

##### ３

第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による老齢厚生年金の裁定請求をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該老齢厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

#### 第二十四条の二（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

* 一  
  請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
* 二  
  加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日
* 三  
  第二十九条に規定する事由により解雇された旨
* 四  
  払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
* 五  
  その他必要な事項

##### ２

前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

* 一  
  請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本
* 二  
  第二十九条に規定する事由により解雇された旨を学校法人等が明らかにすることができる書類
* 三  
  預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
* 四  
  その他必要な書類

#### 第二十四条の三（遺族に対する一時金の決定の請求）

法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

* 一  
  請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係
* 二  
  加入者又は加入者であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日
* 三  
  加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日
* 四  
  払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
* 五  
  その他必要な事項

##### ２

前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

* 一  
  加入者又は加入者であつた者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類
* 二  
  請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本又は除籍謄本
* 三  
  死亡した加入者又は加入者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを証する書類
* 四  
  請求者が婚姻の届出をしていないが加入者又は加入者であつた者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類
* 五  
  請求者（配偶者、父母及び祖父母を除く。）が厚生年金保険法施行令第三条の八に定める障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
* 六  
  預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
* 七  
  その他必要な書類

##### ３

第一項の請求書を提出する者が、同一の給付事由により同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金の裁定請求をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

##### ４

第一項の一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるとき（同一の給付事由により同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金の裁定請求をする場合を除く。）は、そのうちの一人を当該一時金の請求及び受領についての代表者と定め、当該代表者が第二項の規定による書類に同順位の遺族全員の同意書を添えて、事業団に提出することができる。

* 三  
  加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

##### ２

法第二十五条において準用する組合法附則第十三条第二項の規定による退職年金の受給権者であつて、同条第一項の請求があった日以後の加入者期間を有する者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、前項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。  
ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

* 七  
  法第二十五条において準用する組合法第八十四条第六項に定める場合に該当し、同条第七項に規定する厚生年金保険給付相当額に相当する給付を受けることができるとき（厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、当該厚生年金保険給付相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
* 八  
  厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その旨
* 五  
  障害の原因である病気又は負傷が第三者の行為によつて生じた場合はその旨
* 二  
  加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日
* 七  
  預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

##### ３

第一項第四号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求めることができる。

##### ４

第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。以下この項において同じ。）の裁定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

##### ３

前二項の規定は、職務障害年金の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。

##### ４

第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の改定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の改定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

#### 第二十七条の七（障害の状態等に関する届出）

職務障害年金の受給権者であつて、その障害についての程度の診査が必要であると事業団が認めたものは、事業団が指定した日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。  
ただし、当該職務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

* 一  
  受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
* 二  
  職務障害年金の年金証書の記号番号
* 三  
  その他必要な事項

##### ２

前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

* 一  
  指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
* 二  
  その他必要な書類

##### ３

事業団は、前二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき職務障害年金の支払を差し止めることができる。

##### ４

第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第五十一条の四第一項に規定する届出をするときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金に係る届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

* 七  
  法第二十五条において準用する組合法第九十条第六項に定める場合に該当するときは、同条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
* 八  
  厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その旨
* 五  
  加入者又は加入者であつた者の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その旨
* 三  
  加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日
* 十  
  預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

##### ３

第一項第四号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求めることができる。

##### ４

第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該職務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の裁定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

* 二  
  所在不明者である受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

##### ３

第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該職務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十二条に規定する届出を行うときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

#### 第二十八条の八（二級以上の障害の状態にある子等である職務遺族年金の受給権者等の届出）

職務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると事業団が認めたものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。  
ただし、当該職務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

* 一  
  受給権者の氏名、生年月日及び住所
* 二  
  職務遺族年金の年金証書の記号番号
* 三  
  その他必要な事項

##### ２

前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

* 一  
  その障害の状態に関する指定日前一月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書
* 二  
  その他必要な書類

##### ３

事業団は、前二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき職務遺族年金の支払を差し止めることができる。

##### ４

第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該職務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十八条の三に規定する届出をするときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

#### 第二十九条（国家公務員の場合における分限免職の事由に相当する事由）

法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三第一項に規定する国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十八条第四号に掲げる分限免職の事由に相当する事由は、次に掲げる事由とする。

* 一  
  学校法人等の解散、学校法人等の設置する学校の廃止、学校法人等の合併、分校の廃止、高等学校及び大学の学部、学部の学科等の廃止、学校法人等の事務所の移転等により退職した場合
* 二  
  その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者で、学校法人等にかかる退職手当の支給に関する規定において、自己都合退職手当と勧奨手当の区別があり、勧奨手当の方がより高い支給割合を支給する旨の規定が定められている場合で当該規定の適用を受けた場合
* 三  
  各種学校の課程の廃止、分校等の移転、学生・生徒・児童又は幼児の募集の停止（募集を行つたが応募が少なかつた場合及び応募がなかつた場合を含む。）
* 四  
  前三号に掲げる事由のほか、事業団がこれらの事由に準ずるものとして定める事由

#### 第三十四条の二（厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の免除の申出）

前条の規定は、第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。  
この場合において、前条第一項及び第二項中「法第二十八条第二項」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二」と、同条第五項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

#### 第三十四条の二の二（厚生年金保険法による育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等の特例）

加入者が法第二十八条第二項の規定による掛金の免除の申出をした場合には、併せて同一の事由により第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出をしたものとみなす。

##### ２

第四号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第八十一条の二の規定による厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることの申出をした場合には、併せて同一の事由により加入者に係る法第二十八条第二項の規定による掛金の免除の申出をしたものとみなす。

#### 第三十四条の三の二（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の免除の申出）

前条の規定は、第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。  
この場合において、前条第一項及び第二項中「法第二十八条第四項」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二」と、同条第五項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

#### 第三十四条の三の三（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の申出等の特例）

加入者が法第二十八条第四項の規定による掛金の免除の申出をした場合には、併せて同一の事由により第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることの申出をしたものとみなす。

##### ２

第四号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることの申出をした場合には、併せて同一の事由により加入者に係る法第二十八条第四項の規定による掛金の免除の申出をしたものとみなす。

#### 第三十五条の二（掛金の割合）

施行令第二十九条に規定する掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合については、次の各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める範囲内とする。

* 一  
  法第二十二条第二項に規定する掛金  
    
    
  千分の三十から千分の百二十の範囲内
* 二  
  法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係る掛金  
    
    
  零から千分の十五の範囲内

##### ２

前項第一号に掲げる掛金のうち福祉事業に係る掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、零から千分の三の範囲内とする。

## 第七章　厚生年金保険給付

#### 第四十二条（老齢厚生年金の請求等）

老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条から第三十五条の四まで並びに第四十条の二（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号及び第六号、第十一号ロ、第二項第三号の二並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六及び第三十一条の二第二項まで、第三十五条の三第三項第二号から第四号並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。  
この場合において、老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

##### 十一

次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

* イ  
  払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）  
    
    
  払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
* ロ  
  払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。以下同じ。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）  
    
    
  払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

##### 十一

次のイに掲げる者の区分に応じ、当該イに定める事項

* イ  
  払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者  
    
    
  払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

##### 十二

平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法

##### 十三

給付事由が生じた際に加入者である場合は、その事実を明らかにする学校法人等の証明

##### 一の二

雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類

##### 一の二

雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類

##### 一の三

第三十三条第一項に該当する場合にあつては、同条第二項に定める書類

##### 一の四

第三十三条第三項に該当する場合にあつては、同条第四項に定める書類

##### 八

公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類

##### 八

公的年金給付（事業団が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類

##### 九

請求者が私学共済法施行令第九条に該当する者であるときは、その事実を証明する書類

##### 十

預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

#### 第四十三条（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

障害厚生年金及び障害手当金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで及び第五十六条の二（同規則第四十四条第一項第三号イ及びロ及び同項第九号ロ、第四十七条の二第一項第四号ロ及びハ、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二並びに第五十六条の二第六項を除く。以下「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。  
この場合において、障害厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

##### 九

次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

* イ  
  第三十条第一項第十一号イに規定する者  
    
    
  払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
* ロ  
  第三十条第一項第十一号ロに規定する者  
    
    
  払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

##### 九

次のイに掲げる者の区分に応じ、当該イに定める事項

* イ  
  第三十条第一項第十一号イに規定する者  
    
    
  払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

##### 十

平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法

##### 一

生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

##### 一

生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

##### ４

第一項の裁定の請求が、平成六年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項、平成八年改正法附則第九条第二項又は平成十三年統合法附則第十一条第二項の規定による障害厚生年金に係るものであるときは、第二項各号に掲げる書類等のほか、次の各号に掲げる年金の支給事由である障害の原因となつた疾病又は負傷の傷病名を記載した書類及びその年金（厚生労働大臣が支給するものを除く。）の年金証書（年金証書を添えることができないときは、第八十二条第二項第二号の二並びにその年金について同項第一号及び第三号に掲げる事項を明らかにすることができる書類）を添えなければならない。  
この場合においては、第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる書類は添えることを要しないものとする。

* 一  
  法による障害厚生年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害厚生年金
* 二  
  旧法による障害年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害年金
* 三  
  平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法又は平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法による障害共済年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害共済年金
* 四  
  昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法又は平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第五号に規定する旧制度農林共済法による障害年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害年金
* 五  
  平成十三年統合法附則第二十五条第四項第十一号に規定する特例障害農林年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該特例障害農林年金

##### ４

第一項の請求に関して、事業団はその事実について学校法人等に対し意見及び必要な書類の提出を求めることができる。

##### ３

障害厚生年金の受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第三十四条第一項の届出を行つたときは、第一項の届出を行つたものとみなす。

##### ３

障害厚生年金の受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第三十四条第一項の届出を行つたときは、第一項の届出を行つたものとみなす。

##### ４

第一項の請求に関して、事業団はその事実について学校法人等に対し意見及び必要な書類の提出を求めることができる。

##### ２

前項の規定による障害厚生年金又は障害手当金の請求、届出その他の行為について、当該障害厚生年金又は障害手当金が厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係る第四号厚生年金被保険者期間に基づくものであるときは、障害厚生年金等請求規定（第四十四条第一項第三号及び同条第二項第三号並びに第四十五条から第五十条の四を除く。）のうち、厚生年金保険法施行規則第四十四条第一項（前項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）中「障害手当金（事業団」とあるのは、「障害手当金（法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係るものに限り、かつ、事業団」とする。

#### 第四十四条（遺族厚生年金の請求等）

遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで及び第七十三条の二（同規則第六十条第一項第三号ロ、同項第六号及び第十四号ロ、第三項第十一号、第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。  
この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

##### 十四

次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

* イ  
  第三十条第一項第十一号イに規定する者  
    
    
  払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
* ロ  
  第三十条第一項第十一号ロに規定する者  
    
    
  払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

##### 十四

次のイに掲げる者の区分に応じ、当該イに定める事項

* イ  
  第三十条第一項第十一号イに規定する者  
    
    
  払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

##### 十五

平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法

##### 八

請求者（妻並びに六十歳以上の夫、父母及び祖父母を除く。）が令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

##### 八

請求者（配偶者、父母及び祖父母を除く。）が令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

##### ７

第一項の裁定の請求は、遺族厚生年金の受給権者が同時に当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権を有する場合においては、国民年金法第十六条の規定による当該遺族基礎年金の裁定の請求に併せて行わなければならない。  
この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び第三項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該遺族基礎年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

##### ７

第一項の裁定の請求は、遺族厚生年金の受給権者が同時に当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権を有する場合においては、国民年金法第十六条の規定による当該遺族基礎年金の裁定の請求に併せて行わなければならない。  
この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び第三項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該遺族基礎年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

##### ８

第一項の請求に関して、事業団はその事実について学校法人等に対し意見及び必要な書類の提出を求めることができる。

##### ２

前項の規定による遺族厚生年金の請求、届出その他の行為について、当該遺族厚生年金が厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるもの又は同法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係る第四号厚生年金被保険者期間に基づくもの（同法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）であるときは、遺族厚生年金請求等規定（第六十条第一項第三号及び同条第二項第九号の二、第六十条の二から第六十八条の三まで並びに第七十三条の二を除く。）のうち厚生年金保険法施行規則第六十条第六項（各号を除き、前項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）中「法若しくは旧法若しくは船員保険法」とあるのは「法」と、「、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第十七条第一項第三号に掲げる年金たる給付又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第九条第一項第二号に掲げる年金である給付を受ける」とあるのは「を受ける」とする。

#### 第四十五条（脱退一時金の請求等）

脱退一時金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求及び届出の行為については、厚生年金保険法施行規則第七十六条の二及び第七十六条の四に定めるところによるものとする。  
この場合において、同規則第七十六条の二第一項中「脱退一時金」とあるのは「脱退一時金（第四号厚生年金被保険者期間（法附則第三十条の規定により第四号厚生年金被保険者期間に合算された第四号厚生年金被保険者以外の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を含む。）に基づくものに限る。）」と、同項第一号中「及び住所」とあるのは「、住所及び氏名」と、同項及び同規則第七十六条の四第一項中「機構」とあるのは「事業団」とする。

#### 第四十六条（厚生年金保険給付に関する通知）

事業団は、厚生年金保険給付に係る処分を行つたときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。  
この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理由を付さなければならない。

#### 第四十七条（厚生年金保険給付に係る年金証書）

事業団は、前条による通知が厚生年金保険給付（厚生年金保険法附則第二十九条の規定による脱退一時金を除く。）の裁定に係るものであるときは、同条の通知に併せて、次に掲げる事項を記載した年金証書を交付しなければならない。

* 一  
  受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
* 二  
  年金の種類及び年金証書の記号番号
* 三  
  年金コード
* 四  
  年金の受給権発生年月
* 五  
  その他必要な事項

##### ２

事業団は、必要があると認めるときは、受給権者に対して年金証書の提出を求めることができる。

#### 第四十八条（厚生年金保険給付に係る年金証書の亡失等）

厚生年金保険給付（事業団が支給するものに限る。以下同じ。）の受給権者は、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷した年金証書と併せて事業団に提出しなければならない。

* 一  
  受給権者の氏名、生年月日及び住所
* 二  
  基礎年金番号
* 三  
  厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号
* 四  
  再交付申請の理由

##### ２

事業団は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

##### ３

受給権者は、年金証書の再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なくこれを事業団に返納しなければならない。

#### 第四十九条（厚生年金保険給付に係る支払の一時差止め）

事業団は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二若しくは第六十八条の三の書類等又は第七十三条の二第三項に規定する書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。

#### 第五十条（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）

年金受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨並びに氏名、生年月日、住所、基礎年金番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。  
ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

##### ２

前項の届書には、次の区分による書類を添えなければならない。

* 一  
  改氏名の場合は、年金証書及び市町村長の氏名の変更に関する証明書又は改氏名後の戸籍抄本（事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
* 二  
  預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

##### ３

事業団は、第一項に規定する転居、住居表示の変更又は改氏名に係る届書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、知事等から本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。  
この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつた場合には、事業団は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

##### ４

事業団は、第一項の規定により、年金証書の提出があつたときは、直ちに、その記載事項を訂正して、その受給権者に交付しなければならない。

#### 第五十一条（厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出）

厚生年金保険給付（脱退一時金を除く。）に係る受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。  
ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

* 一  
  厚生年金保険給付の受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所
* 二  
  年金の種類
* 三  
  基礎年金番号
* 四  
  厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号
* 五  
  受給権の消滅の事由

##### ２

老齢厚生年金の繰下げ待機者が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当するときは、同項に定める届書を事業団に提出しなければならない。  
ただし、当該老齢厚生年金繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

#### 第五十二条（未支給の厚生年金保険給付の請求）

厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

* 一  
  請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した厚生年金保険給付の受給権者との続柄
* 二  
  死亡した厚生年金保険給付の受給権者の氏名及び生年月日
* 三  
  死亡した厚生年金保険給付の受給権者の基礎年金番号
* 四  
  厚生年金保険給付の年金証書の記号番号
* 五  
  死亡した者の死亡年月日
* 六  
  請求者以外に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係
* 七  
  払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

##### ２

厚生年金保険給付の受給権者が死亡した場合であつて、厚生年金保険法第三十七条第三項の規定に該当するときは、同条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合にあつては前項の請求書並びに同法第三十条、第三十条の二第二項又は第三十条の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を、障害厚生年金及び障害手当金の受給権者が死亡した場合にあつては前項の請求書並びに同法第四十四条の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を、遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合にあつては同法第六十条又は第六十条の二の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を事業団に提出しなければならない。

##### ３

前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書又は戸籍抄本若しくは戸籍謄本若しくは除籍抄本若しくは除籍謄本
* 二  
  死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類
* 三  
  預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

#### 第五十三条（保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知（事業団が行うものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

* 一  
  被保険者期間の月数
* 二  
  最近一年間の被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額
* 三  
  被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額に応じた保険料（被保険者の負担するものに限る。）の総額
* 四  
  国民年金法施行規則第十五条の四第一項第一号に掲げる事項
* 五  
  国民年金法による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）及び老齢厚生年金の額の見込額
* 六  
  その他必要な事項

##### ２

前項の規定にかかわらず、同項の規定により通知が行われる被保険者が三十五歳、四十五歳及び五十九歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項及び最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況を除く。）のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

* 一  
  国民年金法施行規則第十五条の四第二項第一号に掲げる事項
* 二  
  全ての国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者期間における保険料の納付状況並びに被保険者期間における標準賞与額

#### 第五十四条（添付書類の特例）

第一章及び第七章の規定により次の各号に掲げる書類を提出し又は請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより事業団が当該書類に係る事実を確認することができるときは、第一章及び第七章の規定にかかわらず、当該書類を提出し、又は請求書等に添えることを要しないものとする。

* 一  
  国民年金法施行規則第二条第一項第七号に規定する公的年金制度の加入期間（第四号厚生年金被保険者期間を除く。）に係る管掌機関が当該加入期間を確認した書類
* 二  
  合算対象期間を明らかにすることができる書類
* 三  
  国民年金法施行規則第十七条第一項第四号に規定する公的年金給付の支給状況に関する書類

#### 第五十五条（実施機関による届書等の受理、送付等）

実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める実施機関をいう。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険法施行令第四条の二の七の規定により、私立学校教職員共済法施行規則第四十二条から第四十四条まで、第五十七条若しくは第六十二条により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条の二第一項、第三十条の三第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項及び第三十五条の四第一項を除く。）、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項、第四十六条、第四十九条の二、第五十条の三若しくは第六十条から第六十八条の三まで（同規則第六十七条の二、第六十八条の二第二項並びに第六十八条の三第一項及び第二項を除く。）又は第三章の二若しくは第三章の三の規定による請求書等の受理及びこれらの書類に係る事実についての審査を行うものとする。

##### ２

実施機関は、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第四十二条において適用する厚生年金保険法施行規則第四十条の二、第四十三条において適用する厚生年金保険法施行規則第五十六条の二及び第四十四条において適用する厚生年金保険法施行規則第七十三条の二の規定による請求書等の受理及びこれらの書類に係る事実についての審査を行うものとする。

##### ３

実施機関は、第一項及び前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行うとともに、第五十八条第一項の規定による請求書を除き事業団にこれを送付し、又は電磁的方法により送らなければならない。

##### ４

第一項及び第二項の規定により同項の請求書等が実施機関に受理されたときは、その受理されたときに事業団に提出があつたものとみなす。

#### 第五十六条（年金原簿等の作成）

事業団は、厚生年金保険給付に係る受給権者ごとに、年金原簿及び年金支給簿を備え、年金の決定、改定及び支給に必要な事項を記載して整理しなければならない。

#### 第五十七条（標準報酬改定請求等）

第四号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）を有する者が同法第七十八条の二第一項に規定する離婚等をした場合であつて同項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する当事者に係る第四号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の二（第七十八条の六及び第七十八条の十を除く。）に定めるところによるものとする。  
この場合において、同規則第七十八条の十一第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団（加入者であつた者又はその配偶者（配偶者であつた者を含む。））」と、同項第三号中「第一条各号」とあるのは「第一条第一項各号」と、同条第三項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」とする。

#### 第五十八条（当事者等からの情報提供請求等）

厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定により第四号厚生年金被保険者期間について情報提供請求（厚生年金保険法施行規則第七十八条の三第三項に規定する情報提供請求をいう。以下この条において同じ。）をする当事者（以下この条において「情報提供請求当事者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

* 一  
  情報提供請求当事者の氏名、生年月日及び住所
* 二  
  情報提供請求当事者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号
* 三  
  次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項
* 四  
  次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからヘまでに定める事項
* 五  
  婚姻が成立した日前から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた情報提供請求当事者について、当該情報提供請求当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合にあつては、事実婚第三号被保険者期間の初日

##### ２

前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  情報提供請求当事者の年金手帳又は国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
* 二  
  当事者間の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本
* 三  
  情報提供請求があつた日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある情報提供請求当事者であつて、当該事情にある間に事実婚第三号被保険者期間を有するものであるときは、事実婚第三号被保険者期間の初日から情報提供請求があつた日までの間引き続き当該事情にあることを明らかにすることができる書類
* 四  
  婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた情報提供請求当事者であつて、当該事情にあつた間に事実婚第三号被保険者期間を有していたものであるときは、事実婚第三号被保険者期間の初日から当該事情が解消するまでの間引き続き当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類

##### ３

当事者の一方のみが情報提供請求をするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を第一項の請求書に記載しなければならない。

* 一  
  当事者の他方の氏名、生年月日及び住所
* 二  
  その他必要な事項

##### ４

前項の場合において、当該当事者が厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該当事者の一方による情報提供請求があつた日において、当該当事者の他方について情報提供請求があつたものとみなす。

##### ５

情報提供請求当事者が、第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間について、他の実施機関に厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定による情報提供請求をしたときは、併せて、第一項の請求書を提出したものとみなす。

##### ６

事業団は、厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報を提供するときは、文書でその内容を情報提供請求当事者に通知しなければならない。  
ただし、第三項の場合であつて、当該当事者が厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないときは、当該当事者の他方に対し通知しないものとする。

##### ７

第五項の場合において、他の実施機関が情報提供請求当事者に厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報を提供したときは、事業団は、当該情報を提供したものとみなす。

#### 第五十九条（離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等）

厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。以下この条から第六十五条までにおいて「離婚時みなし第四号被保険者期間」という。）を有する者（第四号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

##### ２

離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者（事業団から当該期間を含む厚生年金保険給付の支給を受けている場合を除く。以下同じ。）は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を事業団に提出しなければならない。

##### ３

離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつてその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、次に掲げる事項を記載した死亡届を事業団に提出しなければならない。  
ただし、死亡に際し、当該離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

* 一  
  離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
* 二  
  死亡年月日
* 三  
  その他必要な事項

##### ４

事業団は、第一項及び第二項に規定する書類又は前項の死亡届に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

#### 第六十条（みなし加入者原票）

事業団は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者ごとに、みなし加入者原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

* 一  
  離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
* 二  
  離婚時みなし第四号被保険者期間
* 三  
  離婚時みなし第四号被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額
* 四  
  その他必要な事項

#### 第六十一条（離婚時みなし被保険者期間に係る記録）

離婚時みなし第四号被保険者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条のみなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。  
この場合において、同法第七十八条の七に規定する主務省令で定める事項は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号及び生年月日とする。

#### 第六十二条（三号分割標準報酬改定請求等）

第四号厚生年金被保険者期間を有する者が離婚若しくは婚姻の取消し又は厚生年金保険法施行規則第七十八条の十四各号に掲げる場合に該当することにより厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間に係る第四号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、同規則第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによる。  
この場合において、同規則第七十八条の十九第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、第七十八条の二十第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とする。

#### 第六十三条（被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等）

厚生年金保険法第七十八条の十四第四項の規定により第四号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下この条から第六十五条までにおいて「被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間」という。）を有する者（第四号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

##### ２

被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者（事業団から当該期間を含む厚生年金保険給付の支給を受けている場合を除く。以下同じ。）は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を事業団に提出しなければならない。

##### ３

被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、次に掲げる事項を記載した死亡届を事業団に提出しなければならない。  
ただし、死亡に際し、当該被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

* 一  
  被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
* 二  
  死亡年月日
* 三  
  その他必要な事項

##### ４

事業団は、第一項及び第二項に規定する書類又は前項に規定する死亡届に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

#### 第六十四条（被扶養配偶者みなし加入者原票）

事業団は、被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者ごとに、被扶養配偶者みなし加入者原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

* 一  
  被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
* 二  
  被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間
* 三  
  被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額
* 四  
  その他必要な事項

#### 第六十五条（被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る記録）

被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法第二十八条の規定の適用をする場合においては、前条の被扶養配偶者みなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。  
この場合において、同法第七十八条の十五に規定する主務省令で定める事項は、被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号、生年月日とする。

#### 第二条（沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

#### 第二十六条

沖縄特別措置令第三十五条の三第二項において読み替えて準用する同条第一項に規定する文部科学省令で定める期間は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る同法の規定による遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）にあつては、当該遺族厚生年金の額の計算の基礎となつた同法の規定による被保険者期間）とする。

#### 第三条（日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部改正）

日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

#### 第四条

削除

#### 第二十四条の二（勘定間の貸付け）

施行令第十六条第四号に規定する貸付けは、予算の定めるところにより行うものとする。  
この場合において、当該貸付けを行う余裕金が厚生年金勘定に属するものであるときは、当該貸付金に係る利率は次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ当該各号に定める利率を下回ることができないものとし、当該貸付けを行う余裕金が退職等年金給付勘定に属するものであるときは、当該貸付金に係る利率は基準利率（共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項に規定する基準利率をいう。）を参酌して文部科学大臣が別に定める利率を下回ることができない。

* 一  
  助成勘定以外の勘定に対する貸付金  
    
    
  年四パーセント
* 二  
  助成勘定に対する貸付金  
    
    
  財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条の規定による貸付けの利率に準じて文部科学大臣が別に定める利率

#### 第二十四条の三（厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する文部科学省令で定める事項）

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の八第一項に規定する文部科学省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  当該事業年度における管理積立金（厚生年金保険法第七十九条の六第一項に規定する管理積立金のうち事業団が管理するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の資産の額
* 二  
  当該事業年度における管理積立金の資産の構成割合
* 三  
  当該事業年度における管理積立金の運用収入の額
* 四  
  厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況
* 五  
  厚生年金保険法第七十九条の六第二項第三号に規定する管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
* 六  
  管理積立金の運用利回り
* 七  
  管理積立金の運用に関するリスク管理の状況
* 八  
  運用手法別の運用の状況（事業団が法第三十九条第一項第三号並びに施行令第十六条第一号及び第三号に規定する方法で運用する場合にあっては、当該運用に関する契約の相手方の選定、管理の状況等を含む。）
* 九  
  事業団における株式に係る議決権の行使に関する状況等
* 十  
  事業団の役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制に関する事項
* 十一  
  その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

#### 第二十四条の四（厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する文部科学省令で定める事項）

厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  管理積立金の運用の状況及び当該運用の状況が年金財政に与える影響
* 二  
  厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況
* 三  
  厚生年金保険法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針に定める事項の遵守の状況（前二号に掲げるものを除く。）
* 四  
  その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

#### 第四条（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

#### 第二条（標準報酬月額に関する経過措置）

施行日前に加入者（私立学校教職員共済法附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者に限る。以下この条において同じ。）の資格を取得して施行日まで引き続き加入者の資格を有する者の短期給付等事務（私立学校教職員共済法第二十二条第二項に規定する短期給付等事務をいう。）に関する同項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準報酬月額については、平成二十七年九月の標準給与の月額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正前の同項に規定する標準給与の月額をいう。）の基礎となった給与月額を同法第四条の規定による改正後の同項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が決定する。

#### 第二条の二（職務等による旧職域加算障害給付又は職務等による旧職域加算遺族給付の最低保障額を算定する場合における私立学校教職員共済法施行規則の準用）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項に規定する給付（以下「改正前私学共済法による職域加算額」という。）について、なお効力を有する改正前準用国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第十六条に規定するなお効力を有する改正前準用国共済法をいう。）第八十二条第三項及び第八十九条第四項の規定を適用するときは、私立学校教職員共済法施行規則第十八条の十から第十八条の十二までの規定を準用する。  
この場合において、同令第十八条の十第一項中「法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第十六条に規定するなお効力を有する改正前準用国共済法をいう。以下この条及び第十八条の十二において同じ。）第八十二条第三項」と、同条第二項及び第三項中「法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十二条第三項」と、同条第四項中「法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十九条第四項」と、同令第十八条の十二第一項中「法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十二条第三項」と、同条第二項中「法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十九条第四項」と読み替えるものとする。

#### 第三条（改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求、届出その他の行為に係る平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされたこの省令第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則（以下「改正前私学共済規則」という。）（第二十四条第一項第五号から第七号及び第九号、第十号、第十二号、第二項第一号、第四号から第六号、第八号及び第十号、並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十五条の四第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「退職共済年金」とあるのは「旧職域加算退職給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

##### 三

加入者期間等のうち加入者期間以外の期間を有する者にあつては、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた様式第十号による年金加入期間確認通知書

##### 三

加入者期間等のうち加入者期間以外の期間を有する者にあつては、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた様式第十号による年金加入期間確認通知書

##### 三の二

預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

##### ６

法第二十五条において準用する組合法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金の決定の請求を既に行つた者に限る。）が、法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の五の規定により当該退職共済年金の受給権が消滅した後において退職共済年金の支給の繰下げの申出を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「第一項第一号に掲げる事項」とあるのは、「第一項第一号に掲げる事項、退職共済年金の支給の繰下げの申出を行う旨」とする。

##### ６

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条の規定による旧職域加算退職給付の支給を受けようとする者（平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三若しくは附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金の受給権者又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による旧職域加算退職給付の決定の請求を既に行つた者に限る。）が、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の五の規定により当該旧職域加算退職給付の受給権が消滅した後において旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行う場合における第四項の規定の適用については、同項中「第一項第一号に掲げる事項」とあるのは、「第一項第一号に掲げる事項、旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行う旨」とする。

##### ７

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の支給を受けようとする者（改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）で、同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、氏名、生年月日、住所、基礎年金番号及び支給繰上げの請求をする旨を記載した届書を第一項の請求書と併せて提出しなければならない。

#### 第四条（改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条の二第一項から第四項まで並びに第六項、第三十一条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「障害共済年金」とあるのは「旧職域加算障害給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

* 二  
  請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本
* 三  
  障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

##### ２

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

* 二  
  請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本
* 三  
  障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書
* 三の二  
  この障害の原因となつた病気又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類
* 六  
  前項第七号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類
* 七  
  請求者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金、傷病補償年金、障害年金又は傷病年金が支給されることとなつたときは、その事実を証明する書類
* 六  
  前項第七号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類
* 七  
  請求者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金、傷病補償年金、障害年金又は傷病年金が支給されることとなつたときは、その事実を証明する書類
* 七の二  
  預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
* 八  
  その他必要な書類
* 八  
  その他必要な書類

##### ３

第一項第三号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求めることができる。

##### ２

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書
* 二  
  その他必要な書類

##### ２

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書
* 二  
  その他必要な書類

##### ３

前二項の規定は、旧職域加算障害給付の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。

#### 第五条（改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条の二第一項から第四項まで並びに第六項、第三十三条の六第一項第五号並びに第二項第一号、第三十三条の八の二第二項、第三十三条の八の三第二項、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号並びに第三項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「遺族共済年金」とあるのは「旧職域加算遺族給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

##### 十

請求者が労働基準法第七十九条の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる場合は、その事実を証明する書類

##### 十

請求者が労働基準法第七十九条の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる場合は、その事実を証明する書類

##### 十の二

預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

##### 十の三

死亡の原因となつた病気又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類

#### 第六条（合意分割をした場合における改正後私学共済規則の準用）

改正前私学共済法による職域加算額について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第四章第三節第五款の規定を適用するときは、改正後私学共済規則第五十七条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三章の二の規定を準用する。  
この場合において、同令第七十八条の六第一項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間（以下「旧私立学校教職員共済加入者期間」という。）」と、同令第七十八条の十一第二項第四号及び第五号中「書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該当事者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）」とあるのは「書類」とする。

#### 第七条（三号分割をした場合における改正後私学共済規則の準用）

改正前私学共済法による職域加算額について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第四章第三節第五款の規定を適用するときは、改正後私学共済規則第六十二条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三章の二の規定を準用する。  
この場合において、同令第七十八条の十九第一項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「旧私立学校教職員共済加入者期間」と、同条第二項第四号及び第五号中「書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該当事者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）」とあるのは「書類」と、同令第七十八条の二十第一項中「特定被保険者」とあるのは「特定加入者」と、「障害厚生年金」とあるのは「旧職域加算障害給付」と、「法第七十八条の十四第二項及び第三項」とあるのは「私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項」と、「法第七十八条の四第一項」とあるのは「平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の七」とする。

#### 第八条（改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用）

改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十七条の二第五項、第二十条第二項第二号、第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

#### 第九条（改正前私学共済規則の適用除外）

改正前私学共済規則第十七条第二項、第十七条の二第五項、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六、第十八条、第二十条第二項第二号、第二十四条第一項第五号から第七号まで、第九号、第十号及び第十二号、第二項第一号、第四号、第五号、第六号、第八号及び第十号並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十五条の四第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十六条第一項第四号及び第五号、並びに第二項から第四項まで、第二十六条の二から第三十条の五まで、第三十一条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の四の二、第三十二条から第三十三条の五まで、第三十三条の六第一項第五号並びに第三項、第三十三条の八の二第二項、第三十三条の八の三第二項、第三十三条の九第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一、第三十三条の十一の二から第三十三条の十一の二十六まで、第三十三条の十三並びに第三十四条の二第二項の規定は、改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

#### 第十条（改正前私学共済法による職域加算額の請求及び届出に係る特例）

旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付の請求を行う場合において、当該給付と同一の給付事由による厚生年金保険法による保険給付の請求を行うときは、附則第三条から第五条までの規定により読み替えられた改正前私学共済規則の規定にかかわらず、当該規定による請求書及び書類の提出を省略することができる。

##### ２

旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る附則第八条により読み替えて適用する改正前私学共済規則第十七条の二、第十七条の二の二、第十七条の三及び第二十条に規定する届出を行う場合において、同時に厚生年金保険法の給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）に係る同一の事由による届出を行うときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による届書及び当該届書に添えるべき書類の提出を省略することができる。

##### ３

改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡により、附則第八条により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者が、同時に当該改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡による未支給の厚生年金保険法の保険給付の請求を行うときは、改正前私学共済規則の規定による請求書及び当該届書に添えるべき書類の提出を省略することができる。

##### ４

改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡により、附則第八条により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者は、当該請求に係る請求書にその者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次条において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この項及び附則第十八条の二第二項において同じ。）を記載しなければならない。  
ただし、その者が個人番号を有しない者である場合又は事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

#### 第十一条（障害の程度が増進したことが明らかである場合）

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する文部科学省令で定める場合であって、障害の程度が障害等級（平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下この条において同じ。）の二級に該当する者に係るものは、旧職域加算障害給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）の受給権を取得した日又は平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のいずれか遅い日以後、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百五十三号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（以下「改正後厚生年金保険法施行規則」という。）第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合（同項第五号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。）とする。

##### ２

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する財務省令で定める場合であって、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものは、旧職域加算障害給付の受給権を取得した日又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のいずれか遅い日以後、改正後厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第二項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合とする。

#### 第十二条（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法等による年金である給付の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十条の二第三項、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号並びに第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで及び第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

##### 二

受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書

##### 二

受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書

##### 二の二

預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

##### ２

改正前私学共済規則第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十条の二第三項、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで並びに第三十四条の二第二項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

#### 第十三条（国会議員等となったときの支給停止の届出）

改正前私学共済法による退職共済年金及び旧私学共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下この条から附則第十五条までにおいて「改正前私学共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。  
ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

* 一  
  受給権者の氏名、生年月日及び住所
* 二  
  基礎年金番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下この号において「個人番号」という。）を有する者に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）及び年金コード
* 三  
  国会議員等となった年月日
* 四  
  国会議員等である日の属する月における厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の六第一項第二号又は第三号に掲げる額及び同項第二号又は第三号と同一の月以前の一年間の各月における同条第二項第二号又は第三号に掲げる額
* 五  
  所属する議会の名称
* 六  
  その他必要な事項

##### ２

前項の届書を提出する場合には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。  
ただし、同項の届書に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

##### ３

事業団は、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第二条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十五条第二項の規定により、改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者が前項の書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、第一項の届書が提出された日の属する月の翌月以後に支払うべき当該改正前私学共済法による退職共済年金等の支払を差し止めることができる。

##### ４

改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、事業団から第一項の届書及びこれに添えるべき書類の提出を求められたときは、事業団の指定する日（以下「指定日」という。）までにこれに応じなければならない。

#### 第十四条（総報酬月額相当額を算定する場合に必要な事項の異動の届出）

国会議員等である改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、前条第一項第四号に掲げる事項に異動があったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。  
ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号及び第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

* 一  
  受給権者の氏名、生年月日及び住所
* 二  
  基礎年金番号及び年金コード
* 三  
  異動の事由及びその年月日
* 四  
  異動後の前条第一項第四号に掲げる事項
* 五  
  その他必要な事項

##### ２

前項の届書を提出する場合には、同項第三号及び第四号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を併せて事業団に提出しなければならない。  
ただし、同項の届書に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

#### 第十五条（国会議員等でなくなったことの届出）

国会議員等である改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、国会議員等でなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。  
ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

* 一  
  受給権者の氏名、生年月日及び住所
* 二  
  基礎年金番号及び年金コード
* 三  
  国会議員等でなくなった年月日

#### 第十六条（施行日において国会議員等である者の経過措置）

改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者であって、施行日の前日において国会議員等であり、かつ、施行日において引き続き国会議員等である者に対する附則第十三条の規定の適用については、同日において同条の届書の提出があったものとみなし、当該届書を提出することを要しないものとする。

##### ２

附則第十四条及び前条の規定は、施行日以後にこれらの規定による届書の提出をすべき事由が生じた場合について適用するものとし、施行日前に当該事由が生じた場合については、適用しない。

#### 第十七条（改正前私学共済法による年金である給付等の支払未済の給付の請求に係る特例）

改正前私学共済法による年金である給付の受給権者の死亡により、附則第十二条第一項により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者が、同時に厚生年金保険法による給付について同一の事由による請求を行うときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により準用することとされた第四条第一項の請求書及び同条第二項に規定する書類の提出は要しないものとする。

##### ２

附則第十条第四項の規定は、改正前私学共済法による年金である給付について準用する。

#### 第十八条（改正前私学共済法による年金である給付等の受給権者の異動報告に係る特例）

改正前私学共済法による年金である給付又は旧私学共済法による年金である給付の受給権者に係る改正前私学共済規則第二十条第一項及び第二項（同項第二号を除く。以下この条において同じ。）の届出並びに附則第十三条から附則第十五条までの届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）について同一の事由による届出を行うときは、附則第十三条から附則第十五条までの規定にかかわらず、これらの規定による届書及び当該届書に添えるべき書類の提出は要しないものとする。

#### 第十八条の二（請求書等の特例）

##### ２

改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項の規定により事業団に改正前私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（配偶者又は子の氏名を記載するものに限る。）を提出する者は、当該請求書又は届書に当該配偶者又は子の個人番号を記載しなければならない。  
ただし、その者が個人番号を有しない者である場合又は事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

#### 第十九条（改正前私学共済法による年金である給付に係る合意分割）

平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた年金である給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条の規定により読み替えられた改正前国共済法第九十三条の十及び第九十三条の十一の規定を適用するときは、当該年金である給付の額の改定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の二に定めるところによるものとする。  
この場合において、同令第七十八条の六第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同項第三号イ中「、被保険者」とあるのは「第一号厚生年金被保険者」と、同条第六項及び第七項中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同令第七十八条の十一第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同条第二項第四号及び第五号中「書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該死亡者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）」とあるのは「書類」と、同条第三項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」とする。

#### 第二十条（改正前私学共済法による年金である給付に係る三号分割）

平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた年金である給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条の規定により読み替えられた改正前国共済法第九十三条の十四及び第九十三条の十五の規定を適用するときは、当該年金である給付の額の改定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の三に定めるところによる。  
この場合において、同令第七十八条の十九第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同条第二項第四号及び第五号中「書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該死亡者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）」とあるのは「書類」と、同条第三項中「第二号厚生年金被保険者」とあるのは「第一号厚生年金被保険者」と、同令第七十八条の二十第一項中「障害厚生年金」とあるのは「障害共済年金」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とする。

#### 第二十一条（障害の程度が増進したことが明らかである場合）

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する文部科学省令で定める場合であって、障害の程度が障害等級の二級に該当する者に係るものは、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のいずれか遅い日以後、改正後厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合（同項第五号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。）とする。

##### ２

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する文部科学省令で定める場合であって、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものは、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のいずれか遅い日以後、改正後厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第二項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合とする。

#### 第二十二条（年金の支払の調整）

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第五条第二項の規定により同条第一項の規定による年金である給付の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができるものとする。

* 一  
  年金である給付の受給権者の死亡を給付事由とする旧職域加算遺族給付の受給権者が、当該年金である給付の受給権者の死亡に伴う当該年金である給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき
* 二  
  旧職域加算遺族給付の受給権者が、同一の給付事由に基づく他の遺族共済年金の受給権者の死亡に伴う当該遺族共済年金の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき

#### 第二十三条（老齢厚生年金の請求等に係る経過措置）

当分の間、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第四十二条の規定の適用については、同条中「並びに第三項」とあるのは、「並びに第三項、第三十条の二第一項」とする。  
この場合において、第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第四項の規定を準用する。

# 附則（平成二八年三月三一日文部科学省令第二一号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年一一月三〇日文部科学省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年三月三一日文部科学省令第一三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。  
ただし、第一条中私立学校教職員共済法施行規則目次の改正規定及び同令第二章第一節に一条を加える改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

#### 第二条（障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者等の届出）

受給権者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づく公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第三十七号。以下「経過措置政令」という。）第二条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続短時間労働被保険者（以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限る。）又は経過措置政令第五条に規定する老齢厚生年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。以下この項において同じ。）が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）に限る。）は、継続短時間労働被保険者となった日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

* 一  
  受給権者の氏名、生年月日及び住所
* 二  
  国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（次条第一項第二号において「基礎年金番号」という。）
* 三  
  老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）
* 四  
  その他必要な事項

##### ２

前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

#### 第三条（障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者等の届出）

受給権者（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十四条第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者に限る。）又は同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十五条に規定する退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。）が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）に限る。）は、継続短時間労働被保険者となった日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

* 一  
  受給権者の氏名、生年月日及び住所
* 二  
  基礎年金番号及び年金証書の記号番号
* 三  
  その他必要な事項

##### ２

前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

# 附則（平成三〇年六月一日文部科学省令第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成三一年四月一二日文部科学省令第一六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条中私立学校教職員共済法施行規則第十七条第一項、第十七条の五第一項第五号及び第五十二条第一項第一号の改正規定並びに第二条中私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令附則第十条第四項、第十七条及び第十八条の二第二項の改正規定  
    
    
  平成三十一年四月十五日
* 二  
  第一条中私立学校教職員共済法施行規則第一条の二の八第一項、第一条の四及び第四十条の二の改正規定  
    
    
  平成三十一年五月一日
* 三  
  次条の規定  
    
    
  平成三十一年六月一日
* 四  
  第二条中私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令附則第十条の二及び第十八条の二第一項の改正規定  
    
    
  平成三十一年七月一日
* 五  
  第一条の規定（第一号及び第二号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条の規定（第一号及び前号に掲げる改正規定を除く。）  
    
    
  平成三十一年八月一日

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第二十七条の七若しくは第二十八条の八又は私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（以下この条において「改正省令」という。）附則第四条の規定により読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第十七条の二、改正省令附則第五条の規定により読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第十七条の二若しくは改正省令附則第十二条の規定により読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第十七条の二若しくは第十七条の四の届出を行おうとする者（その誕生日が八月一日から九月三十日までの間にある者に限る。）は、平成三十一年八月一日前においても、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定の例により当該届出を行うことができる。